2018年12月　第77号

産業文化通信

ＪＣＩ産業文化協同組合　技能実習生受入事業部発行
東京都千代田区神田鍛冶町 3-6-7　6階
TEL：03-3525-4838

はやいもので暦は師走となり、今年もあとわずかとなりました。今年は例年と比べ暖かい日が多く、年の瀬の実感がわきませんが、組合員の皆様におかれましてはご多忙中の事と拝察いたします。

さて、衆院本会議の様子が連日報道されておりました、外国人労働者の受入れを拡大する出入国管理難民認定法（入管難民法）改正案が 11 月 27 日に衆院可決され、翌 28 日から参院での審議が始まりました。今国会で成立した場合、来年４月１日に施行されるとの事ですが、具体的な対象職種や、申請資格等については、これから決まってゆくようです。外国人労働者（特定技能１号（仮））への移行は技能実習生も対象となるようですので、今後も引き続き注視して参りたいと思います。

新規加入組合員ご紹介

新たに JCI 産業文化協同組合に３社が組合員として加入されました。宜しくお願い致します。

（新組合員）　・丸信機工株式会社　様　　・株式会社大幸興業　様
　　・株式会社花縞技研　様　　（順不同）

源泉徴収票のご用意をお願い致します

技能実習生も一般社員同様、源泉徴収票の発行をお願い致します。
源泉徴収票は、実習生の在留資格変更・更新の際の収入証明として提出を求められる場合がありますので、在籍実習生全員分の源泉徴収票コピー及び、賃金台帳コピーを組合へご提出下さい。

また、同じくビザ更新の添付書類として、市町村発行の課税証明書・納税証明書も必要となります。
実習生が居住している市区町村への給与支払い報告も（課税・非課税・免税に関わらず）お願い致します。

ベトナム・カンボジア・フィリピン人実習生の扶養控除申請

JCI で受入れを行っている実習生のうち、ベトナム・カンボジア・フィリピン人の実習生は、日本人同様、扶養控除・配偶者控除の申告を行い、適用を受けた後税金を納める必要があります。

国外居住親族（扶養家族）の扶養控除申請を行う際には、以下の書類の提示が必要です。

１.【親族関係書類】：戸籍謄本・出生証明書・婚姻証明書・公的機関の発行した扶養証明等
２.【送金証明】：上記親族関係書類によって親族関係が証明された家族へ、送金を行った証明

【親族関係書類】は、実習生配属時に組合から企業にお渡ししております。【送金証明】は組合を経由して送金カードを作成した実習生については、毎年９月末までの送金証明を 11 月までに各企業へお送りしております（実習生が送金をしていない場合、組合にて作成した送金カード以外の方法で送金した場合は、組合から送金証明は発送致しません。）

※実習生の年末調整に関しましてご不明な点がある場合は、組合までお問い合わせください。